

教育委員会会議提出議案

第 3 8 号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則の制定について

このことを、別案のとおり提出する。

令和 7 年 9 月 1 7 日
教 育 長

(理由)

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 2 9 号）の制定により、教育職員免許法（昭和 2 4 年法律第 1 4 7 号）の一部が改正されたことに伴い、教育職員免許状に関する規則（昭和 5 3 年福岡県教育委員会規則第 5 号）について、所要の改正を行うものである。

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和七年 月 日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第 号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状に関する規則（昭和五十三年福岡県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第三条の表十三の項中「に規定する保育士の登録をして」を「又は第十八条の二十八第一項の登録を受けて」に改める。

附 則

この規則は、令和七年十月一日から施行する。

○ 教育職員免許状に関する規則（昭和五十三年福岡県教育委員会規則第五号）新旧対照表

改 正 案				現 行			
(免許状の授与等の申請)				(免許状の授与等の申請)			
第三条 (略)				第三条 (略)			
14 5 20 (略)	13 (略)	1 5 12 (略)	根拠法令	1 5 12 (略)	申請区分	申請に必要な書類等	(略)
			(略)				
			児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十八条の十八第一項又は第十八条の二十八第一項の登録を受けている者のうち免許状の授与を受けるための教育職員検定の申請				
14 5 20 (略)	13 (略)	1 5 12 (略)	児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十八条の十八第一項又は第十八条の二十八第一項の登録を受けている者のうち免許状の授与を受けるための教育職員検定の申請	1 5 12 (略)	申請区分	申請に必要な書類等	(略)
			(略)				
			(略)				